事業所名　株式会社プログレス
有料職業紹介事業許可番号 13-ユ-311365

返戻金制度に関する事項

甲：求人者
乙：株式会社プログレス
丙：求職者（採用決定者）

丙が自己の事由により雇入れ日より 3 ヶ月未満に甲を退職した場合は、乙は甲に対し、規定の紹介料の一部を返還するものとする。返還する金額の算定は下記に定める勤続月数により決定する。

勤続月数	返還する紹介料の割合
1ヶ月未満	８０％
1ヶ月以上　2ヶ月未満	５０％
2ヶ月以上　3ヶ月未満	２０％